

議 案 提 出 書

件 名 選択的夫婦別姓制度の法制化について議論を求
める意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり、長野市議会会議規則第14条第2
項の規定により提出します。

令和2年12月11日

長野市議会議長 小 泉 栄 正 様

提出者 長野市議会 総務委員会
委員長 勝 山 秀 夫

選択的夫婦別姓制度の法制化について議論を求める意見書（案）

夫婦の姓について、現行の民法では婚姻時に夫又は妻の氏を称すると規定し、夫婦のどちらかが改姓しています。このため、望まない改姓をすることで自己同一性を喪失し苦痛を感じる、不動産登記簿など一部の公的書類では旧姓の使用が認められない、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じています。

国際連合の女子差別撤廃委員会は、女性差別の撤廃に向け、女性が婚姻前の姓を保持できるように夫婦の氏を選択に関する民法の規定を改正するよう繰り返し勧告しています。

平成27年12月の最高裁判決においては、家族は社会の自然かつ基礎的な集団単位と捉えられ、その呼称を一つに定めることには合理性が認められるとして、夫婦同姓規定を合憲とする一方、選択的夫婦別姓制度の在り方については国会の審議に委ねたところです。

平成30年2月に内閣府が公表した世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別氏（姓）制度の導入に賛成または容認すると答えた国民は66.9パーセントであり、反対の29.3パーセントを大きく上回ったことが明らかになり、人々の意識が変わってきている一方で、依然として国会において議論が進まない状況です。

よって、国において下記事項を確実に実現されるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 選択的夫婦別姓制度の法制化について積極的な議論を行うこと。

令和2年12月14日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
(男女共同参画)

宛

長野市議会議長 小泉栄正